主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件申立の理由は、別紙判決解釈書下附願と題する書面記載のとおりである(同書面に刑法五〇一条、刑訟法二九五条とあるはそれぞれ刑訴五〇一条、刑訴規則二九五条の誤記と認める)。

刑訴五〇一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈について疑義がある場合をいうものであることは、当裁判所の判例(昭和二五年(す)第二〇一号、同年一二月二二日第二小法廷決定参照)の示すところである。しかるに本件申立の理由は、単に解釈書を下附されたいというに止まり、右の場合に当らないことが明らかであつて、本件申立は不適法であるから棄却すべきものである。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年九月三〇日

最高裁判所第二小法廷

| _ | | 精 | Щ | 霜 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 茂 | | | 山 | 栗 | 裁判官 |
| 重 | | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官 |
| 郎 | | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| 郎 | _ | 唯 | 村 | 谷 | 裁判官 |